

# 城上神社拝殿ふすま下張り文書の調査 －本殿造営における職人「備前石工」と「木挽」－

大田市石見銀山課 遠藤 浩巳

## はじめに

城上神社は大田市大森町の北に鎮座する式内社である。令和4年4月に拝殿内にある腐朽したふすまの修理が検討されるなかで下張り文書が発見され、その取扱い協議が行なわれた。城上神社の神社史や歴史的環境、拝殿が島根県指定有形文化財（建造物）であること、現在でも大森町氏神社として町民の信仰が篤いことなどを考慮し、氏子総代会の了解の上、下張り文書のはがし作業と古文書調査を石見銀山世界遺産センターにておこなうことにした。作業は同年7月から8月までのうち概ね1ヶ月を要し、終了後に古文書調査を実施した。注(1)

ここでは、はがし作業と調査概要を報告すると共に、本殿造営に関わった職人である石工と木挽に関する史料があることが判明したので、その内容についても報告したい。なお石工は備前国から招聘した「備前石工」であり、この備前石工については石見銀山遺跡テーマ別調査研究として、石見銀山領内の寺社境内地を対象に調査研究が進められている。(2)

## 1 ふすま下張り文書の概要

### (1) 城上神社拝殿内ふすまと下張り文書の概要

図1は拝殿平面図に、各部屋の名称と部屋を仕切るふすまに仮番号を付したものである。拝殿内は本殿側に幣殿があり、本殿に向かって左側が神楽殿・神供舎、右側が直会殿・御輿舎となる。

神楽殿・神供舎のふすま①②は、幣殿側のふすま表紙が無地となるが、神楽殿・神供舎側は表紙がなく下地の板が露出している。③④についてはふすま両側とも無地の表紙となっている。⑤⑥、⑪⑫は幣殿側にふすま絵が描かれている。⑦⑧、⑨⑩とも幣殿側のみ無地の表紙となっており、拝殿側は表紙がなく下地の板が露出している。



図1 城上神社拝殿平面図とふすま番号



写真1 ふすま表紙と下張り文書



写真2 ふすま⑤⑥「鹿と紅葉」

今回の調査では、⑤⑥、⑦⑧については⑤⑥が鹿と紅葉（写真2）、⑪⑫が鶴と白雪が描かれており、梶谷円隣斎作の拝殿天井に描かれた「鳴き龍」との関連やふすま絵の今後の保存を検討するために、下張り文書のはがし作業とその調査は未実施である。

## （2）はがし作業と古文書の概要

ふすまは世界遺産センターに建具業者によって持ち込まれ、順次はがし作業に取り掛かった。ふすまの表紙、下張りと下地などの現状を確認すると下地骨は通常の格子ではなく板となっており、下張り文書には糊付けがしっかり残り、はがしにくい状態であった。そのため、霧吹きで十分に水分を含ませたのちに、竹べらによって1点ずつ上層から紙をはがし、乾燥後に番号を書いた付箋を糊付けした。はがした文書はふすま別に分類し、番号順に袋に入れて世界遺産センターで保管した。その後ふすまは建具業者が修理のために回収した。

ふすまごとの古文書の概要は次のとおりである。

①②については明治期と推定される大福帳が多い。②に明治2年、3年など年紀が記載されたものがある。①に「宝暦7年」（1757）の文字があり、江戸期の文書を含むことがわかる。

③④は、両面に下張りがあるものの4面とも錢表記による大福帳が多い。なかに貫文表記の商品名があり江戸期のものも含まれる。③に明治17年（1884）の文書がある

⑦⑧⑨⑩は幣殿を区切るふすまであるが、表紙の下には縦帳に土地の一筆ごとの図面と所有者、地目、

面積計算を記載した文書が多量に下張りされていること、その下層には横帳に氏名、日付などが記載された文書があることが明らかになった。

⑧の下張り文書には、「明治十九年拾月 元崖地無租地へ編入願 安濃郡川合村」（以下「編入願」という）と記載された表紙がある。明治期に始まる地租改正事業の伴い「一筆限図」と呼ばれる図面類が作成され、崖地と呼ばれる無租地であった山林原野を有租地に編入するために作成された帳簿と考えられる。⑦⑧⑨⑩すべてのふすま下張りに使用されている。

また、氏名、日付などがある横帳は、⑦の下張り下層に「文化11年戊4月吉日」と年記のある「御普請方執事」によって作成された「御本社造榮木挽手間覺帳」（以下「覚帳」という）とある表紙である。人名、日付、人役、作料が記された覚帳が解体され、下張りに使用されたと考えられる。

⑧のふすまの明治19年の編入願、⑦の覚帳の裏書きにある「明治□年」の記載などから推察すると、明治19年以降に編入願と覚帳は解体され、下張りされたと考えられる。

## 2 造営職人の備前石工と木挽

### （1）棟札と覚帳

覚帳の内容を検討するにあたり、文化12年（1815）本殿造営の棟札の記載内容を確認しておきたい。寛政12年（1800）の大火によって大森町の大半が焼失した際、城上神社も類焼している。その後、城上神社の再建については、棟札から造営の内容が窺え、その概要は次のとおりである。

- ・寛政12年（1800）3月20日火災により宮舎・末社・宝蔵・鳥井・樹木悉く炎上焼失し絵馬殿のみが残ったが、これを仮の造宮として再建を始めた。
- ・文化9年（1812）4月22日に、幣殿・神樂殿・直会殿・神供舎・神輿屋・拝殿が竣工。
- ・文化11年（1814）6月24日に上棟を祝い、翌12年（1815）3月26日に神殿（本殿）が竣工し、3月26日に正遷宮を行った。

棟札には本殿造営に関わった職人の名前が記さ

れ、大工・木挽・葺師・鍛冶などとともに、4人の石工の名がみえ、「石工備前小嶋口磯吉」「同佐蔵」「同福光村十五良」「大田甚八」とある。4人のうち2人が備前石工であり、備前国小嶋郡宮浦村か阿津村の出身の石工と推定される。

木挽については、「木挽棟梁 大国村 橋元長兵衛」と「同先市村 古堀貞十良」の2人の名前がみえ、大森町近隣が居所となっている。(3)

## (2) 備前石工に関する記載

覚帳は全紙を横に2つに折り重ねて綴じた横帳で、表題は豎書きである。この表紙の周囲の下張りは、同じ横帳と推測される全紙が重ねて張られ、「職人名・月日・人役（○工）・作料（○貫文）」が記載されていた。

これらの下張りは表紙からわかるように木挽の手間を記録した覚帳と推定されるものの、そのほかに「石屋」という職名の記載があることから、この覚帳に書き加えたものか、あるいは同じ書式の別の覚帳が存在した可能性はある。(4)

さらに「石屋」については、「備前石屋手間合貳百五拾四工 此作料銀五百八匁也 但壹工ニ付銀貳匁ツ」と記載があり、備前国石屋の手間と手間賃は、延254工（人役）に対して1工あたり銀2匁



写真3 表紙「御本社御造榮木挽手間覺帳」

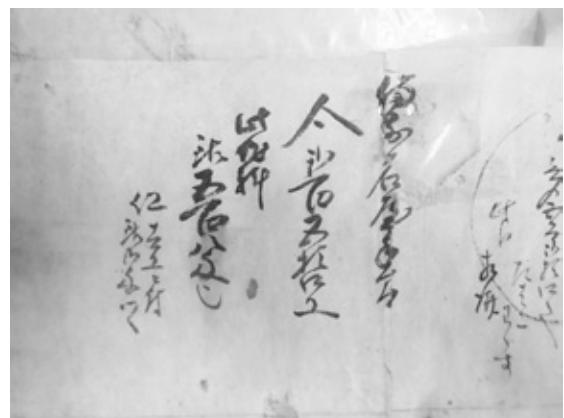


写真4 「備前石屋」の記載部分

が作料として支払われ、合計銀508匁となっている。このことから備前石工の手間賃は銀立てで記載され、銭立てで記載される木挽手間賃と区別される。この覚帳全体を通じて、作料の銀立てで匁表記の職人は石工であり、銭立てで貫文表記の職人は木挽と考えられる。

備前石工の手間は延254工（人役）であり、棟札にみえる職人名は「磯吉」と「佐蔵」である。一方、覚帳に記載された職人で手間賃が一工あたり2匁となっている名前は、「磯平」「兼蔵」「乙吉」「弥吉」「紋四郎」の5人が確認される。石工職人すべてが確認されていないものの、棟札にある「磯吉」「佐蔵」の2名が棟梁で、その配下の職人が最低でも5名はいると推測される。この5人の出面は2月から5月となっており、棟札の記載は文化11年6月の上棟であることから、石工職人の出職期間は文化10年の2月から5月を含む期間と考えられる。

また覚帳にみえる手間賃銀2匁は銭約216文であ



写真5 城上神社本殿の石垣



写真6 同上 (部分)

り、木挽の1工の作料が約102文前後に対し約2倍となることや、地元の石工との協働の内容についても検討が必要である。

写真5、6は城上神社石垣であるが、備前石工の作例の特徴である、大小不定形な切石を擦り合せて積むという技術が確認される。文政2年（1819）の銀山佐毘売山神社の作例も同様である。（5）

### （3）木挽に関する記載

木挽は近世になると前引大鋸を使用して製材を行なう職人であるが、石見銀山領における杣・木挽・大工といった建築に関わる職人の実態については十分に解明されているとは言えない。（6）

文化12年の本殿造営棟札をみると、木挽として、「棟梁 大国村 橋元長兵衛」と「同先市原村 古堀定十郎」の2人の職人名がある。一方覚書をみると、採取した古文書にみえる銭立て標記のある職人は39名にも上る。下張りの表紙である「文化11年戊4月吉日」とその後の文化11年6月の上棟、文化12年3月の竣工という工程を考えると、出入りはあるにしろ、全ての職人がこの表紙の覚帳に収められたものと断定はできず、またすべてが木挽ではなく大工を含んでいる可能性もある。

採取した古文書から、本殿造営に関わるいくつかの記載を取り上げてみたい。棟札にある棟梁の「橋元長兵衛」と同一人物か検討が必要だが、長兵衛は3月から8月まで出勤し、3月晦日があることから、文化10年の出勤であると考えられ、また一工につき102文の手間賃を得ていることがわかる。

また、「山入」「木屋入」という記載は、「山入」

は木材の原木の伐採現場、「木屋入」は建築現場や「大工」に近い場所に置かれた「木挽木屋」の可能性がある。他に「千原行」という記載とともにその間の手間賃の支払いがあることから、先にみた木材の原木の伐採現場のひとつが九日市組に属する「千原村」と考えられる。邑智郡千原村は近世から近代にかけて森林資源が豊かな村であった。

さらに「棟梁脇 銀山孫右衛門」と「民平」という二人の職人について検討してみたい。前者の「銀山孫右衛門」は棟札にみえる「大工棟梁 同後見銀山 孫右衛門」と同一人物と考えられ、大工の棟梁脇である孫右衛門は佐毘売山神社の文政2年棟札等にみえる「石賀孫右衛門」のことであり、後者の「民平」は同じく棟札にみえる「同後見 青木伝蔵」と同一族で、大工の棟梁脇の「同後見 □村青木民平」と考えられる。このことからも、大工の覚帳も存在した可能性がある。この青木伝蔵は佐毘売山神社の文政2年の拝殿本殿棟札にみえる「御役所大工」として記載されていることから、代官所と関係のある寺社の造営に携わっていたことになり、青木民平もその可能性がある。（7）

この民平については、10月22日から閏11月18日までの文化10年の出勤と推定される記載があり、11月の記載の最後に「外ニ先達而半工分入 是ハ御本社地引水見」とあり、本殿造営に関わって地引である土地の整地や水処理と想定される水見などを目論見（計画）のために半日出勤したことがわかる。これは棟梁脇であり御役所大工としての仕事を裏付けるのかもしれない。

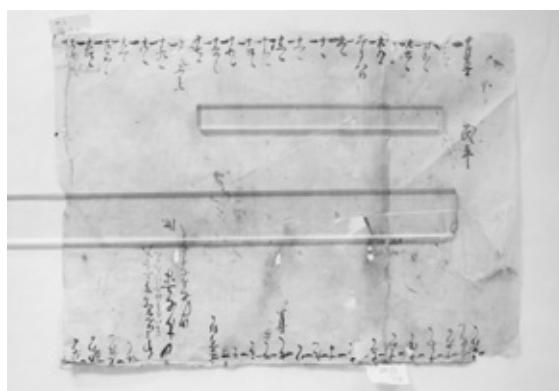


写真7 「民平」に関して記載された古文書



写真 8 「御本社地引水見」の部分

18世紀には木挽と大工は分業するものの、近接する場所で作業をしていたと考えられているが、分業の内容などその実態は不明な点が多い。今後、手がかりとなる史料の発見によって知見が得られることを期待したい。

### 3 寛政の大火後の寺社再建

寛政12年の大火後の城上神社の再建については、文化12年棟札からその経過を辿ることができるが、関連する造営費用等について史料から検討してみたい。覚書の表題には「御普請方執事」によって備前石工と木挽の手間と手間賃が記載された簿冊で、この「御普請方」は大森御役所に置かれた機関であり、そこに大森御役所大工が所属して普請に関わったと推測される。

造営費用全体を示す史料はこれまで知られていないが、城上神社の三神主が大森町町役人に対して修復費用について意見をまとめた「口演」(『熊谷家文書』史料番号19-432、個人蔵)がある。

これは拝殿が竣工した年で、これから本殿の再建に向かおうとする文化9年(1812)に記録されたものである。内容は以前から備蓄されている「城上神社御修覆銀」と「町囲銀」に今回の火災で集まった「助情銀」を加え、造営費の不足分4貫目を捻出しようとしたことがわかる。このことは造営費を確保するために、神主、町役人及び大森町住民が一体となって再建に向けて進んでいたことを示している。

文化12年棟札の裏面には、前御代官前沢藤十郎を筆頭に銀山附役人、同心、同中間をはじめ大森町

古役郷宿、町人による講中、郡中としては銀山御料6組、銀山・大森町・佐摩上下産子の名が記され、広範囲の人々から助情金・寄付金が集められたことが知られている。

さらには、再建と石工の関係を示す史料として、本殿造営後の日付となる文化12年4月の「請取一札之事」(『熊谷家文書』史料番号10-10、個人蔵)がある。これは福光村の石工甚七が田儀屋宛に、石玉垣14本の代金の領収と今後玉垣に名前を刻むことを確約した内容となっている。本殿造営後に境内地の整備が着実に進められていることを示している。

一方、大森町中程にある真言宗觀世音寺の本堂の再建をみると、文化14年(1817)に銀山にあった安立寺本堂を移築するかたちで再建されたと考えられている。『觀世音寺文書』によると、この時の移転経費に対する援助を銀山領内の真言宗寺院に依頼していることや文政7年(1824)の「本堂再建勧化帳」からは、郡中勧化をお願いしたいが市中の焼亡のようすから再建を願い出ることを憚ったなど、再建に向けて困難を極めた様子が窺える。(8)

銀山の佐毘売山神社の安政2年(1855)の「山神宮屋根替日記」(『佐毘売山神社文書』史料番号47)によれば、造営費は御公儀普請として銀山方へ拝借願が出ていることがわかる。銀山領内の寺社普請の造営費支出はその時の社会情勢に左右され、厳しい財政状況の下で一様でなかったと推察される。

### おわりに

城上神社拝殿ふすま下張り文書の調査成果として、まず現地にある石垣の作例から調査が先行していた備前石工に関して、棟札に記載された以外の、職人や手間賃などの情報が得られ、今後の史料の発見が銀山領における出職などの具体的な解明につながることが確認された。同時に記載されている木挽についてはその技術内容を含め実態を明らかすることは困難ではあるものの、周知の棟札史料の分析から取組む必要性を感じたところである。今後の課題の一つに、大工と木挽の分業体制の実態解明をあげておきたい。

最後になりますが、下張り文書の取扱いについては、城上神社総代長の川上孝太郎氏からご理解とご協力をいただきました。はがし作業の手順については島根県世界遺産室の倉恒康一氏と協議しながら進め、作業は山本修三氏、漆谷ひとみ氏、高村玲子氏が参加しました。また古文書の読解については島根県世界遺産室の清水佳那子氏にご教示いただきました。記して感謝いたします。

## 注

- (1) 下張り文書は建造物保存修理事業の工程で発見されることが多く、これまで石見銀山世界遺産センターがおこなう文献調査研究の対象としてきた。また各地の博物館等における調査や保存の取り組み事例を参考にした。主な文献に、松下正和「襖下張り文書の保存と活用－市民ボランティアとともに－」(『地域史研究』114号、2014年)、濱室かの子・吉原大志「播磨国福本藩関係ふすま下張り文書について」(『塵界』兵庫県立歴史博物館紀要第33号、2022年)がある。
- (2) 「備前石工」に関する文献史料の分析を中心とした研究に、根木修「備前藩御用石工の系譜と石工集団」(『岡山学ことはじめ』第3号、岡山市デジタルミュージアム、2008年)がある。
- 石見銀山領の備前石工については作例の報告や技術について検討した、尾村勝・新川隆・乗岡実・西尾克己「石見銀山における石垣の分類と変遷－温泉津及び周辺地域を中心として－」(『石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書5』島根県教育委員会・大田市教育委員会、2023年)、乗岡実「石見で活躍した備前石工」(『石見銀山研究』2号、石見銀山研究会、2022年)などがある。
- (3) 城上神社の建築様式をはじめ、棟札などの史料については『史跡石見銀山遺跡地内建造物（10社寺）調査報告書』(2013年、大田市教育委員会)に詳しい。その中で、10社寺の棟札にみえる建築工匠についての分析があり、有力大工家、「御役所大工」についてもふれてある。
- (4) 備前国宮浦村の出職石工については、「石屋」と「石垣つき」の区別があったと指摘されている。注(2)乗岡報告を参照。
- (5) 備前石工の作例、特に城上神社石垣の特徴については、石見銀山テーマ別研究客員研究員の乗岡実氏、西尾克己氏、また石垣調査担当の新川隆氏、尾村勝氏よりご教示をいただいた。
- (6) 石見銀山領における木挽に関する史料については代表す

るものに棟札があり、大工、小工、葺師とともに記されている。

また、木挽職人の技術については、星野欣也・土屋安見・石村具美「木挽職の技術」(『竹中大工道具館研究紀要』第6巻、1994年)を参考にした。

(7) 注(3)を参照。

(8) 観世音寺の本堂再建に関しては「観世音寺本堂」(『大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存事業概報』101、2013年、大田市教育委員会)に詳しい。また、寛政の大火灾後の復旧・復興に関しては、藤原雄高「恵みと災いの水」(『石見銀山学ことはじめⅡ水』第4章、大田市教育委員会、2019年)を参照されたい。